

神田本白氏文集の訓の類別

小林芳規

一 白氏文集の諸訓の存在

平安時代の文学作品が白氏文集から多くの影響を蒙っていることは広く人の知る所であるが、その中に文集の訓読語をそのまま引用している事実は最近解明されたことである。例えば、源氏物語では築島裕氏が指摘されたこととく「本文は大成本により、仮全を漢字に改えた。」

「胡の地のせいじをばむなくすてくつ」と誦じたるを、兵部の君きよて(玉鬘)は、平安時代の訓読を伝えている神田喜一郎博士蔵本白氏文集巻三では、

涼―源の卿井は(右訓)ヲモ(左訓)ハ見(る)こと得不
ナヌ。胡の地の妻児を(右訓)モ(左訓)ハ虚(し)ク

弃テス（左訓）ナケス 捐テス（釋戒人）とあり、また、

にはかに立ちいづる村雲のけしき、いとあやにくにて、いとおどろ／＼しう降りくる雨に添ひて、さと吹く風に、燈籠も吹きまどはして、空暗き心地するに、「窓をうつこゑ」などめづらしからぬ古ことを、うち誦し給へるも（幻）

の引用の部分は、神田本白氏文集では、

蕭々たる暗（き） 雨の窓を打（つ） 声（こゑ）（左訓）ヲト（ト）

（上陽白髮人）

とあつて、源氏物語引用の文集の訓読文が神田本の一訓と全く一致するといふのである。しかるに一致しない訓が神田本では他に少くとも二訓を存する。もしこの不一致の訓が、各々異なつた系統の訓法を担つたものであるならば、源氏物語では文集の訓の中の或る種の系統の訓を用いたことになる。この仮定は現存資料によつて実証される。しからは源氏物語に採用された訓はどのような系統の訓であつたのであろうか。

神田喜一郎博士蔵白氏文集卷三・卷四は新樂府に訓点を持つ資料中現存最古にして、かつ最も多くの異訓を持つものの一である。この神田本文集の奥書・識語は、卷三には、

嘉承二年五月五日「以一（簡）未時書写畢（以上二行）

于時看辰子之射聞郭公之声（以上二行）藤原知明（別）改茂明（別）

天永四年三月廿八日嘯時雨中点了 藤原茂明（別）

とある。即ち、藤原式家の茂明が嘉承二年（一一〇七）に本文を書

写し、六年後の天永四年（一一一三）に点を付している。この訓については橋本進吉博士が「訓に諸説あるものは、並べ挙げてその採るべきものに合点を加へたり」（複製本解説）と指摘されたごとく、一漢字に対して、多く三訓を、又は二訓以下を、並べ挙げて、訓法の諸異説を示し、その上で採るべき訓を合点によつて明示してある。その諸異説が何に基づくものであるかは、神田本では注記がないので不明である。（注）

所が、書陵部蔵侍従時賢書写の白氏文集卷三の訓と比較すると、白氏文集の訓の性格・素性を知ることができる。

二 時賢本における菅原・藤原・大江家訓の色分け

時賢本の奥書・識語は、

本云「以此本侍 御説」黄門郎資実戸部尚書光範 李部大卿 在高等同奉授之」但此三人不常参予殊狎天顔頻更問耳」翰林学士菅在判為長」

元亨四年十月一日以菅家証本書写訖」侍従時賢」

（以上二筆）

正中二季三月十二日拭老眼移秘点畢」從二位济氏「校了」以式部大輔正家朝臣侍説本見合了」彼点以朱写之」（卷）「校了」本奥書云「長久二年四月十三日未時点了」覆勘了」判正家」

以此書侍説判正家」説了 俊信」授孫顯業了判正家」（以下略、吉沢義則「王朝時代に於ける博士家使用ヲコト点證」参照）

これによると、時賢が元亨四年（一一三四）十月に、菅原家の証本

で菅原為長（保元二年—寛元四年）の侍読に用いた本によつて本文を書写し、次いで翌年正中二年三月に父親の済氏が、その秘点を移点し校了した。また済氏は、一方藤原正家の点本で藤原家（日野流）が代々侍読に用いた本を見合せて、これを朱で書入している。この本の訓点の実情を見ると、まず墨の訓が全巻に主に漢字の右傍に加えられてあり、別に朱の訓が左傍又は墨訓を避けるようにして加點されてある。右の識語から測るに、朱訓は藤原家の訓（日野流の訓、以下「藤原訓」と略称）、墨は菅原家の訓を伝えたものと見られる。所が朱の外に、朱訓と同程度に黄褐色の訓も存する。これは次の二点から大江家の訓を移点者済氏が色分けて示したと推定される。第一は、その黄褐色（以下黄筆・黄と略称）で書入れた文字や訓に同色で「江」と付記した例が存することである。

百—余—人（左傍黄筆「餘江」） 由業工々々（上欄黄筆「業工重點無之江」） 太定（右傍黄筆「大江」） 旗—鎗（上欄黄筆「鎗作槍江」） 仍（左傍黄筆「猶江」）
祇（右傍朱筆「マロト」、左傍黄筆「ク」。 上欄黄筆「祇作只或ク、」
スル 應ハシ笑ハシ（右傍黄筆「ハシ・ワラハレヌ江」、左傍「ハレ」の下黄筆「江」）
ハシ（左傍黄筆「傳ツケテ江」）
 のごとくである。第二に、「江」のごとき注記がなくても、黄筆訓が大江家の訓であることは、それが猿投神社蔵の貞治二年澄蒙加點本に「江」と注記するものに一致することから判明する。

何所の任カ（猿投神社蔵白）「何所任」
ハシ（氏文集、墨訓）「何所任」

cf. 応笑ハシ「江」黄（猿投本墨訓「応笑」）

刀ハシ痕ハシ（猿投本墨訓「刀」痕）
ハシ（史部集・中）

大江家にも白氏文集の訓があつたことは、

近日蒙_二綸命_一 點_二文集七十卷_一、夫江家之為_二江家_一、白業天之恩也（以下千古・維時・匡衡等侍読の記あり）（江吏部集・中）

応徳三年（一〇八六）十月廿七日条、巳刻召左大井匡房、仰文集江家本書点、家中移点板示也、承了（後二条師通記「天日本古記録」）

の記事で判るから、右の「江」は大江家の訓を示すものと見られる。

時賢本には墨・朱・黄の外に茶色の書入れや訓が散在する。これは数も少ないが、一箇所その同茶色筆で「菅」と注記して、

能感ハシ人ハシと（上欄茶筆「能作聲音」、[菅]の左に黄筆「江」あり）とあること、および、

独坐ハシ（左傍茶筆「井」） 馴ハシ養ハシ（左傍茶筆「ナラシ」） 閉ハシ

上陽ハシ 多ハシ少ハシ 春ハシ（「春」の左傍に朱「マテニソあり」）

のごとく墨の訓と一致しないことから、菅原家別訓で藤原正家侍読本所載のものを示したものと推定される。黄色訓もまた、恐らく見合に使つた正家侍読本にあつた江家訓を移点者済氏が色分けて示したものであろう。即ち、時賢本の色分け訓は次のごとくなる。

墨訓……菅原家訓……菅原為長本所載

朱訓……藤原家訓

黄訓……大江家訓

茶訓……菅原家別訓

藤原正家本所載

三 時賢本の訓と神田本所載諸訓との比較

そこで、時賢本に墨・朱・黄の三種の訓が併記された例に基づいて、神田本に併記された諸訓を調べると、両者がよく一致する。しかも神田本が墨だけで併記した諸訓を、時賢本では色分けて類別しているのである。

A 神田本も三訓併記の例（「*」印は神田本で合点を付した訓）

〔神田本〕（声点略、以下同）

(1) 祇アキ音ミ在リ人ノ情ノ反リ覆ル間アヒタ（大行啓）

只ミ

(2) 皆オホ云フ前マ後ノ征スル蛮ヲ者ノ（折賢念）

(3) 耳ミミ穿ス面オモテ縛ヒキ入ル秦キ（「縛」は「破」を訂正）
驅カシ入ル秦キ（「縛」は「破」を訂正）
驅カシ入ル秦キ（「縛」は「破」を訂正）
驅カシ入ル秦キ（「縛」は「破」を訂正）

〔時賢本〕

(1) 祇アキ音ミ在リ人ノ情ノ反リ覆ル間アヒタ（上欄黄筆「祇作只江」）

祇ミ

(2) 云イハフ前マ後ノ征スル蛮ヲ者ノ（朱）
云イハフ前マ後ノ征スル蛮ヲ者ノ（朱）
云イハフ前マ後ノ征スル蛮ヲ者ノ（朱）

(3) 耳ミミ穿ス面オモテ縛ヒキ入ル秦キ（墨）
耳ミミ穿ス面オモテ縛ヒキ入ル秦キ（朱）
耳ミミ穿ス面オモテ縛ヒキ入ル秦キ（朱）

右の(1)のごとく神田本が「マコト」に「マサニ」「タタ」と併記した訓を、時賢本が「マコト」に「(朱)」「(マ)」「(墨)」「(タ)」「(黄)」で類別している。(2)(3)も同様である。

B 神田本二訓併記の例

〔神田本〕

(4) 為ナラト天テン仙セン（海漫々）

(5) 操サツ雅ヤ音ネ（立部位）

(6) 胡コ寇コウ（寇）に去声点（華原聲）

(7) 正チカ一イツ始シ之ノ音ネ不フ如カ是カ（五絃彈）

〔時賢本〕

(4) 為ナラト天テン仙セン（朱）
為ナラト天テン仙セン（墨）

(5) 操サツ雅ヤ音ネ（朱）
操サツ雅ヤ音ネ（墨）

(6) 胡コ寇コウ（寇）に朱の去声点
胡コ寇コウ（朱）
胡コ寇コウ（墨）

(7) 正チカ一イツ始シ之ノ音ネ不フ如カ是カ（朱）
正チカ一イツ始シ之ノ音ネ不フ如カ是カ（墨）
正チカ一イツ始シ之ノ音ネ不フ如カ是カ（朱）
正チカ一イツ始シ之ノ音ネ不フ如カ是カ（墨）
正チカ一イツ始シ之ノ音ネ不フ如カ是カ（朱）
正チカ一イツ始シ之ノ音ネ不フ如カ是カ（墨）

右は神田本が墨筆で二訓併記の例である。その箇所は時賢本では墨・朱・黄筆で三訓を併記しており、神田本の二訓はそのいずれかに一致する。神田本には、(4)では「ナル」(黄)と「(な)ルト」(墨)とを採つて、朱訓「(なり)ヌト」は示さず、合点は黄訓「ナル」にある。(5)は「アヤツル」(墨)と「サウス」(黄)を採つて、朱訓「トル」を示さず、合点は墨訓「アヤツル」にある。(6)は「アタ」(墨)と「コウ」(朱)を採つて、合点は墨訓「アタ」にある。(7)は「如(く)ナラ」(朱)と「如(く)ニアラ」(墨)を採つて、合点は朱訓「ナラ」にある。

C 神田本一訓のみの例

〔神田本〕

- (8) 妬マレテ 令シム 潜ヒリ 配セ 上ニ 陽宮ニ (上陽白髮人)
- (9) 潜コウ 涙垂ル (神戎人)
- (10) 請ヒ 問ヒ (折臂翁)

〔時賢本〕

- (8) 妬マレテ 令シム 潜ヒリ 配セ 上ニ 陽宮ニ (朱)
- (9) 潜コウ 涙垂ル (黄)
- (10) 請ヒ 問ヒ (墨)

- (9) 潜ヒリ 涙垂ル (朱)

- (10) 請ヒ 問ヒ (黄)

- (10) 請ヒ 問ヒ (朱)

(8)は時賢本の朱訓「妬マレテ」、墨訓「妬(む)ラクは」、黄訓「ネ

タテ」のうち、神田本は朱訓に当る「妬マレテ」のみを示し、(9)は朱訓「オツ」、墨訓「垂ル」、黄訓「垂レリ」のうち、神田本は墨訓に当る「垂ル」のみを示し、(10)は朱訓「ネカハクハ」、墨訓「請ヒ問へ」、黄訓「コフトへ」のうち、神田本は黄訓に当る「コフトへ」のみを採つて、他の二訓は示さない例である。

右は時賢本の三訓併記に、神田本の訓が全く一致するか含まれる例であるが、逆に時賢本には三種の訓を並べず、二色の訓または一色の訓しか示さない例もある。

〔神田本〕

- (11) 君キミ 聞キコ 蘭ラン 一イチ 癖クセ (大行路)
- (12) 豈ナニ 将人シヤウジン 一イチ 方カタ 競ケイ 天テン 一イチ 災サイ (捕鯨)

〔時賢本〕

- (11) 君キミ 聞キコ 蘭ラン 一イチ 癖クセ (墨)
- (12) 豈ナニ 将人シヤウジン 一イチ 方カタ 競ケイ 天テン 一イチ 災サイ (朱)

(11)は時賢本が墨訓「カイナカラ」と黄訓「カイテ」の二訓を示すのに、神田本はこの二訓の外に「(かい)テモ」の訓がある。(12)は時賢本が墨訓「キヲハムヤ」の訓のみ示すが、神田本では外に「オホハムヤ」「アラ(む)ヤ」の二訓がある。

次に、時賢本によれば、一色で二つの異訓を併記する例がある。

(13) 一(難)於山(朱) 於水 (時賢本)
カシキ(難) 於山(朱) 於水
カシキ(難) 於山(朱) 於水

の「陰シ」「陰ナリ」の訓は共に朱筆で、神田本の、

(13) 難 於山 於水 (神田本・大行啓)

と一致する。神田本の合点のある「サカシ」は、時賢本の墨訓に当り、神田本では「ハケシ」(時賢本の黄筆訓)を捨てている。(このように神田本の三訓併記は必ずしも三色の三家訓を示すものとは限らない)

(14) 銀一難 示 子孫 (時賢本)
カシキ(難) 示(朱) 子孫
カシキ(難) 示(朱) 子孫

(14) 銀一難 示 子孫 (神田本・七徳舞)

によれば、神田本の三訓は、時賢本に徴すると菅原家訓と見られる「示サムトナリ」(墨訓)とその別訓の「示ス」、および藤原家訓と見られる「示(さむ)トス」(朱訓)を示したもので、黄筆訓(大江家訓)は示していない。

右述の二本の諸訓は、いずれにせよ、相一致するもので、これが全巻の大部分を占めるが、一方神田本にだけ見えて、時賢本にはない訓もある。神田本の、

(15) 見 応 笑 (神田本)

(16) 徒 涉 (神田本)

の「ワラヒモコソスレ」「ワタチ」は時賢本には、

(15) 々(見) 応 笑 (神田本)

(16) 徒 涉 (神田本)

のごとく見られない。神田本では色分け不明で、徴すべき時賢本にも存しないから、その訓の所属が不明であるが、三系統のうちの一訓か別訓を示すものと推定される。

四 神田本所載の諸訓の性格

(一) 神田本の諸異訓は、少くとも菅原家(墨訓と稀に茶の別訓)・藤原家(朱訓)・大江家(黄訓)の三家の訓法を、その相違する点を主として併記したものであるう。

前項の(1)(2)(3)に例示したごとく、神田本の三訓は、時賢本の墨・朱・黄筆の三訓と一致する。時賢本の色分けは前々項で判明したごとく墨(菅原家訓)・朱(藤原家訓)・黄(大江家訓)を示すから、神田本の三つの併記訓は博士家の三家の文集訓法の違いを示すものと見られるのである。神田本で二訓しか挙げない(4)(5)(6)(7)の例のごときも、また神田本で一訓のみの(8)(9)(10)の例も、三家の各々相異なる訓法のいずれかの二訓または一種を採用したことを物語る。別に両本とも二種または一種しか示さないものがある。これは二家の訓が同一か、三家の訓ともに同一であるために他を省いたのであろう。しかし一家にも二種の異訓を持つことがある。それは(13)(14)の

例が示すごとくで、(15)(16)は時賢本で徴証を得難いが同じく一家の異訓を示すものである。従つて(15)のごとく神田本に稀に四訓を持つことにもなる。「応笑」「応笑」「(この二訓は時賢本によれば黄筆で大江家訓)」「応一笑」(時賢本によれば墨筆で菅原家訓)、「ワラヒモコソスレ」(時賢本にないので、系統不明)がこれである。

(16)も神田本が三家訓によつてゐることを否定するものではない。

(17) 神田本と時賢本との二つの点本の訓がよく一致することは、博士家における白氏文集の訓が各家の訓として固定してゐたことの証となる。

前項に示した諸異訓は白氏文集新樂府の全てにあるわけではなく、むしろ多くは訓法が一つで異訓がない。つまり、各家とも他の部分は訓法が同一であつたと見られるのである。

その異訓についても、神田本と時賢本とでよく一致するのは、白氏文集における菅原家の訓とか藤原家の訓とか大江家の訓とかが固定してゐたことを物語る。試みに、新樂府卷三の訓点本の現存諸資料から、時賢本で三種訓併記のそれについて表示すると次のごとくである。

	時賢本			神田本	天理図書館 永仁元年点	親王院本 鎌倉時代写	猿投神社蔵 貞治二年本	書陵部蔵 佐実隆写本	大東急記 念文庫本
	墨(菅原)	黄(江家)	朱(藤原)						
紙	マ(墨)に	タ、只江タ、	マコト(ヒ)	マサニ	紙タ、	紙タ、マコトニ	紙タ(た)	只	只マコトニ
云	(いひ)シクイフ		マコト	(い)フ	*タ、	(いひ)シク	云	(いは)ク	(い)シク・(い)
縛	ユハ(は)レ縛セラレ(て)		マコト	シリヘテニシハラレテ	紙セラレテ	縛セラレテ・シハラレテ	×ウシロテニ縛(せら)レテ	ユ(は)はれて	面一破
合	カナヘリ	アハセタリ	リ(あは)セタ	ア(は)せたり	カナヘリ	(かな)ヘリ	(かな)ヘリ	(かな)ヘリ	カナヘリ
華風	ナリケリト云ことを	ナリト云コトヲ	ナリケリト	ナルことを	ナリトイフことを	クワフナリナリと(ヒ)云ことを	ナリと云ことを	ナリと云ことを	ナリケリト云コトヲ
為	(な)ルト	ナル	(な)ヌト	ナル	ナル	なる	(な)ル	ナルト	ル(な)ルト・(ヒ)
婿	タワマレ	(たわ)め	タワマレ	*タワマレ	タハメ	タハマレ・タハメ	タハマレ	タワマレ	タハマレ・タハメ

操	アヤツル	サウス	トル	*アヤツル	サウス	アヤツル	アヤツル	アヤツル	アヤツル・ト
宥	アタ	イクサ	寇(去声点)	*アタ	ゴウ	欠損	アタ	アタ	アタ
別	(わ)心レシ トキニ	(わか)レシ ニハ	(わか)レシヲ	レシと(き)に		ハカレシ時 (に)	ワカレシトキ (に)・ワカ レニ(は)	(わか)レシ トキ(に)	(わか)レシトキ ニ
妬	(ね)たむ クは	ネタチ	(ね)たマレテ	(ね)た マレテ		ネタンテ	ネタマレヲ	(ね)たマレテ ネタムラクハ	ネタンテ・(ね)た ラクハ
亦	(くる)フ	(くる)シ	(くる)シヒ	(くる)フ		(くる)シヒ	(くる)シヒ	(くる)フ	(くる)シフ
涉	ワタルニ	(わた)る トキニ	ワタレハ	*ワタチ	ワタルトキニ	ワタルニ	ワタル時ニ、 (に)・ワタ (に)	ワタルトキ (に)・ワタ (に)	(わた)ルニ ワタル(に)
立	(た)ツルを コトヲ (茶)	(た)つる トキニ	(た)ツルニ	* ^ニ (た)ツルトキ	(た)つる)と (き)に	ハ ^X (た)テシカ トヲ	ワタルトキ ハ(た)ツルコ トヲ	は(た)つ)ルを とを	(た)つ)ルコトヲ
請	(こ)ヒ(こ)ヒ	コフトヘ	ネカハクハ	コウ(と)ハ		コフトヘ	コフトヘ	(こ)ふ(こ)ハ	(こ)ヒ(と)ヒ
険	サカシ	ハケン	ゲハシ 険ナリ	*サカシ	険なり	ゲハシ	ゲハシ・険ナ リ	(け)ハシ	サカシ
播	トルことを	ハラフ	モハラ	*トルことを	モハラ	トルことを	トルことを	(と)る)こと	トルコトヲ
傳	ツケ	ツケテ 江	(つ)たヘテ	ツケテ		ツタヘテ	ツケテ	ツケ	欠損
去	サリナむと	(さ)る)コトヲ	サラムト	* ^(ま) (さ)ラム (と)	ト(ま)ラム ナム	サランことを	サラムコトヲ	シメ ^X ンことを サリナンと	サリナン・コトヲ
涙	(た)ル	(た)レリ	オツ	(た)ル		タル	タル	(た)ル	(た)ル
如	カ(く)のこと クニアラ	コレニハシカ	コレナラ	* ^(こ) れ)ナラ	カク(く)のこと クニアラ	是の如ク(な ナラ	カクノコトク ナラ	是の如クナラ ヲ	カクの如ク レニシカ

この表から次の点が判明する。①神田本と時賢本とが異訓を最も多く収めている。他の五本は殆ど一訓に拠つて訓読している。②そ

の一訓は神田本・時賢本の併記三訓のいずれかに一致する。(一)一致しないのは×印を付した。これは別訓であろう)しかも、神田本の合点を付した訓に一致するものが多い。(2)天理図書館蔵永仁点本以下五本の訓法の性格は、いずれも、菅原・藤原・大江家訓の取合せであつて一系統の訓を純粹に伝えていない。但し、三条西実隆本が比較的菅原家訓を多く収めるとか、永仁点本が大江家訓を多く収めるとかの傾向は指摘することができる。

(三) 神田本の訓は各家訓の取合せである。

右の表で天理図書館蔵永仁点本以下の訓は神田本の合点付の訓に一致することが多いことを指摘したが、神田本の合点そのものが既に各家の訓を交用している。右表でいえば、

菅原家訓に合点……「カナヘリ」「アヤツル」「アタ」「わか」
 レシと(き)に「苦(し)」「サカシ」「トルこと
 を」「垂ル」

大江家訓に合点……「タ、」「縛セラ(れて)」「華風ナリト云
 コトラ」「ナル」「タワメ」「立(つ)」「ルトキニ」「コフ
 トへ」「ツケて」

藤原家訓に合点……「イハク」「妬マレテ」「(き)ラム」と(「
 」)(これがことく)ナラ」

となる。このことは神田本が「訓だけで本文を訓読している際にも指摘できる。

剪^ハ鬢^ヒ 焼^テ 菜^ニ 賜^ニ 功臣^ニ・李^ニ勳^ニ鳴^ニ咽^シテ思^フ呼^フ
 殺^レ身^ニ 含^レ血^ニ 吸^レ瘡^ニ 撫^ニ戦^ニ士^ニ 思^フ摩^ニ辱^シ呼^フ

乞^レ効^レ死^セ

(神田本・七徳釋)

において、「功臣に賜ひしかは……思ひき」の上文は過去の助動詞が条件句にも結びにもあつて、時の呼応が正しい。しかるに対句をなしている下文では「撫でしかは……乞ふ」となつて、条件句の過去表現に対して結びは平叙してしまつて、時の呼応が正しくない。同箇所を時賢本では、

剪^レ鬢^ニ 焼^テ 菜^ニ 賜^ニ 功臣^ニ・李^ニ勳^ニ鳴^ニ咽^シテ思^フ呼^フ
 身^ニ 含^レ血^ニ 吸^レ瘡^ニ 撫^ニ戦^ニ士^ニ 思^フ摩^ニ辱^シ呼^フ

とある。即ち、下文「撫てしかは」の結びは、同じ墨訓では「乞ヒキ」と時の呼応が正しく、上文の呼応と合つている。所が「乞」には「コフ」という黄筆(大江家)訓が別に存する。神田本では、この箇所を別訓「コフ」を交用して、墨訓「ゴヒキ」を捨てたために、右のごとき呼応の正しくない訓読文を残したことになつたことが分るのである。

神田本の、
 暗^ク通^フ何^レ処^ニ見^ル (神田本・松尾州)
 も時賢本に徴するに、
 暗^ク通^フ何^レ処^ニ見^ル (時賢本)

色分けにより、「通(し)て」は墨訓(菅原家訓)、「見エム」は朱

訓(藤原家訓)を交用したものであることが判明するのである。
 神田本の訓は、従つて(1)博士家三家の訓読を忠実に移したらしいこと、(2)但しそれらの取捨選択には三家の訓を交用していること、(3)そのために文法的には整わない訓読文を持つていることが分るのである。

五 菅原・藤原・大江各家の訓の特徴

さて以上のことから関連して明らかにされる問題がある。それは、菅原家と藤原家と大江家との各家の訓法の特徴が、時賢本の色分けによつて窺えることである。

(イ) 菅原家訓と藤原家訓との相違

菅原家訓(時賢本墨筆)と藤原家訓(時賢本朱筆)とを比べると次のことき訓法の差を知る。^(注2)

(イ) 菅原家訓が音読する語を藤原家訓は和訓に読む。

- 菅原訓
- 不^オレ^ヲ禁^ム (右傍茶筆「禁セシ」)
 - 不^トニ^ト 聲^ノ一^セ音^セ
 - 一^ト 彈^シ
 - 怨^ト一^ノ女^ヲ
 - 死^ト一^ノ囚^ヲ
 - 巨^{ナル}一^{ナル}索^ヲ

- 藤原訓
- 不^ヤレ^ヤ禁^ム (朱)
 - 不^カニ^カ 聲^ノ一^セ音^セ (朱)
 - 一^ト 彈^シ (朱)
 - 怨^{タル}一^ノ女^ヲ (朱)
 - 死^ト一^ノ囚^ヲ (朱)
 - 巨^{ナル}一^{ナル}索^ヲ (朱)

- 三^ノ一^ノ丁^ノ
- 容^ノ一^ノ飾^ノ
- 諸^ノ一^ノ虜^ノ
- 一^ノ一^ノ駅^ノ
- 同^ノ一^ノ伴^ノ
- (例外) 点^ノ将^ノ

(ロ) 菅原家訓が形容動詞・断定の助動詞の「タリ」を用いる語を、藤原家訓は「タリ」を用いず他のいい方をする。

- 忻^ウ一^ノ女^ヲ
- 混^ク一^ノ濁^ク
- 連^チ一^ノ田^ヲ
- 遊^ト一^ノ魚^ノ撥^ク々
- 耿^ニ一^ノ々^ノ 残^ク一^ノ燈^ノ
- 蕭^ニ一^ノ々^ノ 暗^ク一^ノ雨^ノ
- 為^ニ一^ノ参^ル一^ノ商^一
- 莫^ニ一^ノ作^ル一^ノ婦^一人^一身^一

- 三^ノ一^ノ丁^ノ (朱)
- 容^ノ一^ノ飾^ノ (朱)
- 諸^ノ一^ノ虜^ノ (朱)
- 一^ノ一^ノ駅^ノ (朱)
- 同^ノ一^ノ伴^ノ (朱)
- 点^ノ将^ノ (朱)

- 忻^ウ一^ノ女^ヲ (朱)
- 混^ク一^ノ濁^ク (朱)
- 連^チ一^ノ田^ヲ (朱)
- 遊^ト一^ノ魚^ノ撥^ク々 (朱)
- 耿^ニ一^ノ々^ノ 残^ク一^ノ燈^ノ (朱)
- 蕭^ニ一^ノ々^ノ 暗^ク一^ノ雨^ノ (朱)
- 為^ニ一^ノ参^ル一^ノ商^一 (朱)
- 莫^ニ一^ノ作^ル一^ノ婦^一人^一身^一 (朱)

(イ) 菅原家訓が訓点語的表現をする語を、藤原家訓は比較的和文的に訓ずる。

○下^{シタ}レ^ル涙^{ナミ}
オトナリ(朱) 涙

○涙^{ナミ}垂^シ
オツ(朱) 涙

〔涙を下す〕「涙垂^シ」は字に即した訓である。朱訓の「下す」「垂^シ」は文字を離れた和文的表現である。

○苦^ク寒^{サム}天^{アメ}
イサ(朱) 寒 天

○菅原家訓は音読。朱訓の「イト」は一般に和文脈語とされる語である。

○民^{タビ}得^ニ 和平^ニ
チハ(朱) 民得 和平

〔菅原家訓の「トキハ」は訓点語に頻用する語で、後には「一則」の訓にまでなつた。拙稿「博士統の源流」トキンバを一例として〕言語と文章は

○君王^{キミノミコ}得^レ見^レ
ミコトノミコト(朱) 君王 得見

○君^{キミ}不^レ歎^ル
ミコトノミコト(朱) 君 不歎

○上二段動詞「よろこぶる」は訓点語としては平安時代も用いられた。和文脈語では四段活用が一般である。

○倫^{リン}渡^{ワタ} 黄河^{ワカサキ}
リン(朱) 倫 渡 黄河

〔擬態語は訓点には用いないのが普通である。〕

○余^{オノ} 苦^ク 非^ヒ 多^タ
オノ(朱) 余 苦 非多

〔「非多」を「ヌコシヘカリ」と訓むのは意訳したもので、「多きに非す」は字に即した直訳訓である。以下の朱訓も和文的である。〕

○知^チ 如^ニ 此^ニ
チ(朱) 知 如 此

○荐^{シヅメ} 食^ク
シヅメ(朱) 荐 食

○徒^タ 涉^{セツ}
タ(朱) 徒 涉

〔「カチヨリ」の訓は訓点に見られる。〕

(ロ) 菅原家訓が助詞・助動詞のない箇処を、藤原家訓では助詞・助動詞を補読する。

○官^{カン}・不^レ 求^ム 賢^{ケン}
カン(朱) 官 不 求 賢

○不^レ 覺^ス 心^{ココロ}・平^{ヘイ} 和^ワ
ココロ(朱) 不 覺 心 平 和

○宿^{ヤク} 秋^{アキ} 夜^ヨ
ヤク(朱) 宿 秋 夜

○生^{ナマ} 処^{トコロ}・南^{ミナミ} 方^{カタ}
ナマ(朱) 生 処 南 方

(例外) 時^{トキ} 政^{セイ} 通^{ツウ}
トキ(朱) 時 政 通

○驅^{カハ} 蝗^{カマキリ}
カハ(朱) 驅 蝗

○去^ク
ク(朱) 去

(㊦) 菅原家訓が撥音便や略音形の語を、藤原家訓では原形を用いる。

○入^{シメテ}骨^ク愛^{スナヒトモ}

○死^{ナシテ}弃^{ナシテ}馬鬼^ヒ

○持^{モツリ}赤藤杖^{アカフヂ}

入^{シメテ}骨^ク愛^{スナヒトモ}

死^{ナシテ}弃^{ナシテ}馬鬼^ヒ

持^{モツリ}赤藤杖^{アカフヂ}

右の諸例から考ふるに、藤原家の訓法は、漢文訓読という制約を受けながらも、菅原家の訓法に比べては比較的に和文的であるといえる。

(㊧) 菅原家訓と大江家訓との相違

菅原家の訓と大江家訓(時賢本黄筆)との訓法の相違は次のことである。

(㊦) 菅原家訓が音読する語を大江家訓は和訓に読む。

菅原訓

○矮^ヲ奴^{ヒト}

○長^{ナガ}竿^{ササ}

○三^ミ一^{イツ}丁^{テイ}

○馴^{ナラ}象^{ゾウ}

○可^カ濟^{セイ}

○悲^ヒ風^{フウ}

大江家訓

矮^{ヒト}奴^{ヒト}

長^{ナガ}竿^{ササ}

三^ミ一^{イツ}丁^{テイ}

馴^{ナラ}象^{ゾウ}

可^カ濟^{セイ}

悲^ヒ風^{フウ}

(㊦) 菅原家訓が助詞・助動詞のない箇處を、大江家訓では助詞・助動詞を補読する。

○坐部^{イマスリ}・笙歌清^{ソウカセイ}

○一声^{イツシヤウ}・衆^{シュウ}・側^{ソバ}耳^{ミミ}

○徒^{タリ}勞^{ラウ}

○建中^{ケンチュウ}・異^イ貞元^{テイゲン}

坐部^{イマスリ}・笙歌清^{ソウカセイ}

一声^{イツシヤウ}・衆^{シュウ}・側^{ソバ}耳^{ミミ}

徒勞^{タリラウ}

建中異^{ケンチュウイ}・貞元^{テイゲン}

(㊦) 大江家訓に「イト」を用いる。

○最深^{トコトモ}処^{トコロ}

(㊦) 大江家訓に「たり」を用いる。

○心寥々^{ココロサカサカ}

最^{トコトモ}深^{トコトモ}処^{トコロ}

心寥々^{ココロサカサカ}

(㊦) 大江家にも撥音便がある。

○冊^{シヤク}作^{サス}レ^レ妃^{ヒメ}

○縛^{シバ}作^{サス}レ^レ蕃^{ハル}生^{シヤウ}

冊^{シヤク}作^{サス}レ^レ妃^{ヒメ}

縛^{シバ}作^{サス}レ^レ蕃^{ハル}生^{シヤウ}

右の(㊦)(㊦)より大江家の訓法は菅原家の訓法よりも和文的かと見られる。大江家と藤原家との訓法の相違は右の諸例から推すに、藤原家訓に用いない形容動詞の「タリ」を大江家で用いている点で、大江家訓の方が藤原家訓に比べれば、訓点語的かと思われ、むしろ菅原家訓に近いと考えられる。

右の外に大江家の訓法の特徴かと思られるものがある。第一は接続法を順接・逆接に拘わらず「―して」と中性的接続に訓することである。

○心知 不敢言

心知 不敢言

○君聞 蘭麝不馨香

君聞 不馨香

○独坐 天難暮

独坐 天難暮

○無 睡天 不明

無 睡天不明

第二は、菅原家訓で「―す」とする箇処を、大江家訓では「―なり」と訓ずる。

○不 馨香

不馨香

○豊 網罟資

豊 網罟資

右の大江家の訓法の特徴は、清原宣賢の毛詩抄（岩波文庫本）にも窺われる。これは清原家の訓に大江家の異説を併記したものであるが、次のごとき相違がある。

(イ) 清原訓、音読——大江訓、和訓読み

○風は風なり、教なり、風して以て動ず、教へて以て化す

○礼義に止るは先王の沢なり

○窃窈の淑女を、鐘鼓をもて楽

(たのしむ)

○采苜を采り采る、薄に言有す (江家にはをさむとあるぞ)

(ウ) 清原家訓が助詞・助動詞のない所を、大江家訓は助詞・助動詞を補説する。

○薄に我が衣を澣ふ

○他人を父と謂ふ亦我を顧みること莫し (江にはいへどもと説ぞ)

○女有て車を同す

(イ) 清原家訓が順接逆接を区別する処を、大江家訓は「―して」と中性的に訓ずる。

○政教失せれば国・政を異にし

○縣縣たる葛藟、河の漣に在り、終に兄弟を遠ざくれば

○風雨は君子を思へり。乱世なれば君子が其の度を改めざらんことを思ふ。

(ウ) 清原家訓で「―す」と訓ずる処を、大江家訓では「―なり」と訓ずる。

○終に風ふいて且暴す (△暴なりとよむは江家の点ぞ)

○洵に美にして且好し

○兩服上襲す

のごとくで彼我合せて大江家の訓法の特徴を窺うことができる。この問題は文集の訓だけでなく更に広く博士家の諸資料について調査した上で補強されなければならない。

六 源氏物語引用の訓読語は菅原家訓か

源氏物語が引用した文集の訓読語で卷三からのものは、本稿の初に引いた二例である。「胡の地のせいじをばむなくすてくつ」は、時賢本では、

胡^(〇)地。妻^(〇)見^(〇)。虚^(〇)・奔^(〇)捐^(〇)。

とあつて、墨訓と点による菅原家訓に合う。少くとも黄筆の大江家訓に依つたのでないことが判る。「窓をうつこゑ」は、時賢本では、

蕭々^(〇)雨^(〇)。打^(〇)窓^(〇)声^(〇)。

とあつて「声」の訓が不明であるが、神田本の「声」の二訓のうち「こゑ」に合う。「こゑ」は字に即した訓である。意識の「おと」の方は時賢本朱筆の「シツカナル」と同系統の訓で藤原家訓であらう。「下」涙「涙垂」を菅原家訓で「クダス」「タル」、大江家訓で「タレリ」と訓じたのに対して、藤原家訓で「オトス」「オツ」と訓じたこと(五四べ)に見合せられる。

源氏物語に所引の漢文訓読語については築島裕氏の詳述がある(平安時代の漢文訓読語に就きての研究)。源氏物語事典に依れば、文集の訓読語を吟誦した例は十五例ある。右二例以外についてその訓法の特徴を見ると、

(1) 撥音便に訓ずる。

「夕殿に螢飛んで」と例のふることかゝる筋にのみ口なれ給

へり(1)

(2) 格を示す助詞を用いない。

○「酔ひのかなしび涙」そよぐ春の盃のうち」と諸声に誦し給ふ

(須磨)

○「松門に暁」到りて月徘徊す」と

(手宮)

○「人」木石にあらざればみな情あり」とうち誦じて臥し給へ

(騎輪)

(3) 即字訓に読む。

「中について腸たゆるは秋の天」といふ事をいと忍びやかに誦

(騎輪)

築島氏によれば東大國語研究室蔵白氏文集卷十四には「就中腸ノ断(ゆる)コトハ」とあつて、「ゴノナカニ」という別訓を伝えるという。この別訓に比べると「中に就いて」の方が字に即した訓である。前項に指摘した三家の訓法の特徴という点から右の(1)(2)を考えると、菅原家の訓法に最も近いと推定される。先述の卷三所引の二例と合せて考えると、源氏物語引用の文集の訓は菅原家の訓法を示すものかと思われるのである。

菅原家点法は博士家点中で最も早いものの一であり、寛弘八年(一一〇一)には一定した菅家訓法を持つていたろうことが知恩院蔵黄石公三略点から知られる。また道真に関する伝説や菅原家学の当時の実状から考えて、源氏物語が菅原家訓に依つてゐることは考へるところである。しかるに、日野流藤原正家の文集加点は時賢本識語によれば長久二年(一一〇四)である。世襲氏族としても

菅原氏に遅れた大江氏が、その点法を成立させたのは菅原家訓より後であろう。現存最古の江家点本たる史記延久五年（一〇六三）点などがその経過を示すものである。さすれば源氏物語引用の文集訓が菅原家訓に依つた可能性は一層強いのである。更に、かの史記を紫式部の兄惟規に教えつつ嘆いたという、紫式部の父の為時が、文章博士菅原文時の高弟であつたことも右の推定を裏付けるものであろう。

（注一） 卷三・華原磐に「鏗―鏘」とある「江」が見「大江家」の訓の注記のごとく見えるが、これは「鏗」の類音表記である。それは（一）同箇所を猿投神社蔵白氏文集貞治二年澄蒙書写本に、「鏗 鏘」（「カウ」は後薄墨）とあることより、神田本も「江」「昌」ともに類音表記で「江」の上の「々」（音）を脱したものであると見られる。「カイ」「サイ」は別訓法である。（二）猿投本には他にも「江」の注記があるのに、神田本では右一例のみである。以上の二点による。

次に神田本には、訓の下に「左」「右」の注記がある。

- ① 若・比オホシラカナル 人ヒト・心ココロ・是コト・夷ヒナ途ミチなり
オホシラカナル 右ミダリ (大行路)
- ② 捕ツ 々ム 蝗カマキリ・々ム 竟何オホシラカナル 利カチ
ツ 々ム (捕蝗)
- ③ 其ソノ 中ナカ 一ヒト 虜語ヒトリノカタル 虜ヒトリ 語カタル
ヒトリノカタル 一ヒト 虜語ヒトリノカタル 虜ヒトリ 語カタル (縛我人)

- ④ 何ナニ 処トコロ 去イダク
ナニ 何ナニ 処トコロ 去イダク (折臂翁)
- ⑤ 祠ミヤ。一ヒト 禱イハヒ 々ム 左ヒダリ
ミヤ 一ヒト 禱イハヒ 々ム 左ヒダリ (海漫々)
- これらは、時賢本（侍説に使用した由緒ある本）には次のごとくある。

- ① 若・比オホシラカナル 人ヒト 心ココロ 是コト 夷ヒナ途ミチなり
オホシラカナル 右ミダリ (大行路)
- ② 捕ツ 々ム 蝗カマキリ・々ム 竟何オホシラカナル 利カチ
ツ 々ム (捕蝗)
- ③ 其ソノ 中ナカ 一ヒト 虜語ヒトリノカタル 虜ヒトリ 語カタル
ヒトリノカタル 一ヒト 虜語ヒトリノカタル 虜ヒトリ 語カタル (縛我人)
- ④ 何ナニ 処トコロ 去イダク
ナニ 何ナニ 処トコロ 去イダク (折臂翁)
- ⑤ 祠ミヤ。一ヒト 禱イハヒ 々ム 左ヒダリ
ミヤ 一ヒト 禱イハヒ 々ム 左ヒダリ (海漫々)
- 見比べると、神田本の「右」「左」はその訓が侍説用の時賢本の訓の位置とよく合う。思うに神田本は例えば時賢本のごとき訓点本に基づいて書写移点し、その際、親本の訓の位置を注記したものであろう。
- 更に、神田本には、次のごとき「先」の注記がある。

- ⑥ 皆オホシラカナル 送オホシラカナル 先サキ
オホシラカナル 皆オホシラカナル 送オホシラカナル 先サキ (時賢本、皆送)
- ⑦ 皆オホシラカナル 送オホシラカナル 先サキ
オホシラカナル 皆オホシラカナル 送オホシラカナル 先サキ (猿投本、皆送)
- ⑧ 皆オホシラカナル 送オホシラカナル 先サキ
オホシラカナル 皆オホシラカナル 送オホシラカナル 先サキ (伝実録書写本、皆送)

